

産業廃棄物処理行政に関する調査結果

2026年6月11日

公益社団法人リース事業協会

1. 調査の概要

当協会では、リース終了物件の適切な処分並びにリユース及びリサイクルを促進するため、都道府県及び政令市における（本年4月1日現在 47都道府県及び82政令市。以下、「都道府県等」とする。）産業廃棄物処理行政の実態を調査した。

2. 調査結果

■ 回答自治体数 47都道府県中 46都道府県、82政令市中 80政令市（前年比▲3）

（1）域外発生産業廃棄物の搬入規制の有無

	自治体数	構成比(n=126)	前年度比
規制している	60	47.6%	▲1
都道府県	32	25.4%	0
政令市	28	22.2%	▲1
政令市の規制はないが、都道府県において規制している	9	7.1%	▲3
都道府県	0	0.0%	0
政令市	9	7.1%	▲3
規制していない	56	44.4%	+3
都道府県	13	10.3%	0
政令市	43	34.1%	+3
その他	1	0.8%	▲2
都道府県	1	0.8%	▲1
政令市	0	0.0%	▲1

規制内容	自治体数
搬入禁止	1
事前協議	40
事前届出	8
その他	11

・「搬入禁止」と回答した自治体について、「事前協議」により承認を受け、産業廃棄物の搬入が認められる場合がある。

（2）排出事業者に対する処理業者の現地確認義務を定める条例の制定状況

	自治体数	構成比(n=126)	前年度比
制定している	27	21.4%	▲1
都道府県	14	11.1%	▲1
政令市	13	10.3%	0
政令市として制定していないが、都道府県の条例等により現地確認を求めている	8	6.3%	▲1
都道府県	0	0.0%	0
政令市	8	6.3%	▲1
制定していない	91	72.2%	▲1
都道府県	32	25.4%	0
政令市	59	46.8%	▲1
制定を検討している	0	0.0%	0
都道府県	0	0.0%	0
政令市	0	0.0%	0

罰則の有無	自治体数
罰則あり	0
罰則なし	27

(3) ヤード規制条例

	自治体数	構成比 (n=126)	前年度比
規制している	10	7.9%	0
都道府県	7	5.6%	0
政令市	3	2.4%	0
政令市の規制はないが、都道府県において規制している	11	8.7%	▲1
都道府県	0	0.0%	0
政令市	11	8.7%	▲1
規制していない	99	78.6%	▲4
都道府県	38	30.2%	▲1
政令市	61	48.4%	▲3
規制予定	1	0.8%	+1
都道府県	1	0.8%	+1
政令市	0	0.0%	0
その他	5	4.0%	+1
都道府県	0	0.0%	▲1
政令市	5	4.0%	+2

(4) 資源循環の連携した取組

	自治体数	構成比 (n=126)	前年度比
行っている	37	29.4%	—
都道府県	24	19.0%	—
政令市	13	10.3%	—
検討中	1	0.8%	—
都道府県	0	0.0%	—
政令市	1	0.8%	—
行っていない	88	69.8%	—
都道府県	22	17.5%	—
政令市	66	52.4%	—

以上

産業廃棄物処理行政に関する調査結果(2026年度)

【質問内容】	
問1 域外産業廃棄物の搬入について <input type="radio"/> 規制している (SQあり) <input type="triangle-up"/> 政令市の規制はないが、都道府県において規制している <input type="cross"/> 規制していない <input type="checkbox"/> その他	—— (SQ) 搬入規制の内容について a. 搬入を禁止している b. 事前協議が必要となる c. 事前届出が必要となる d. その他
問2 実地確認について <input type="radio"/> 制定している (SQあり) <input type="triangle-up"/> 政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている <input type="cross"/> 制定していない <input type="checkbox"/> 制定を検討している	—— (SQ) 罰則の有無について a. 罰則がある b. 罰則はない

※1 網掛けした自治体は、2026年度調査に無回答のため2025年度調査の回答を掲載している。

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入		問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない □:その他	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他	○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している	(SQ) a:罰則がある b:罰則はない	規制内容の概要・備考など
					実地確認の概要・検討内容など
北海道	○	b	○	b	道内の排出事業者が1年以上にわたり継続して産業廃棄物の処分を処分業者に委託する場合は、年1回以上確認が必要。優良業者に委託する場合は実地確認を免除。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条
旭川市	○	d	△		当市を含む北海道全域において、北海道が定める規定により北海道との事前協議が必要。 『旭川市廃棄物の処理に係る指導要綱』第31条 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条、第39条 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則』第8条
札幌市	△		×		本市を含む北海道全域において、北海道が定める規定により北海道との事前協議が必要。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』 実地確認を求めているが、札幌市において排出した産業廃棄物に係る処分を委託した事業者は適用除外とされている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』
函館市	△		△		当市域外の排出事業者が当市域内の処理業者に処分を委託する際は、処分の状況の確認等を行うことが義務付けられている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条の規定 尚、当市の排出事業者については、上記確認の義務付けが適用除外となっている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第39条第2項の規定
青森県	○	b	×		
青森市	△		×		『青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』
八戸市	△		×		
岩手県	○	b	○	b	産業廃棄物の処分を受託者に1年以上にわたり継続して受託したときは、1年に1回以上、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない。
盛岡市	△		○	b	岩手県条例 『県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』 『県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則』 ・適正処理能力確認(年1回以上) ・実地確認(年1回以上) 『盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例』第21条の6

【質問内容】

問3 ヤード規制条例について

- 規制している (SQあり)
- △政令市の規制はないが、都道府県において規制している
- ×規制していない
- ◇規制予定
- その他

問4 資源循環の連携した取組について

- 行っている (SQあり)
- ×行っていない
- ◇検討中

自治体	問3.ヤード規制条例			問4.資源循環の連携した取組		
		備考など	時期(規制予定)		検討内容	
北海道	×				×	
旭川市	×				×	
札幌市	×				×	
函館市	×				×	
青森県	×	国会で審議中の廃棄物処理改正案が成立し、施行された場合、同法に基づき規制することになる。			×	
青森市	×				×	
八戸市	×				×	
岩手県	×				○	リサイクル製品の認定
盛岡市	×				×	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
宮城県	○	d	最終処分場への搬入は、事前協議が必要となる。	○	b	年1回、優良認定業者または知事が認める者は免除。
仙台市	○	c		○	b	実地確認は必要に応じて行うように規定。
秋田県	○	b	『秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	×		
秋田市	△			×		
山形県	○	b		×		
山形市	△			×		
福島県	○	c		○	b	
いわき市	○	b		×		
郡山市	○	c		○	b	『郡山市産業廃棄物処理指導要綱』第5条第6項第1号及び第3号
福島市	○	d	処分業者に対象年度の翌年度6月末までに県外産業廃棄物処理実績報告書の提出を求めている。 『福島市県外産業廃棄物処理指導要綱』	○	b	『福島市産業廃棄物処理指導要綱』第7条第6項に規定
茨城県	○	b	『茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項』	○	b	委託契約を行う前に現況調査等を行うこととなっている。 『茨城県廃棄物処理要項』第12条
水戸市	○	b		×		
栃木県	○	b		×		
宇都宮市	○	d	最終処分(埋立)を目的とした場合に限り事前協議が必要。	×		
群馬県	×			×		
高崎市	×			×		

自治体	問3.ヤード規制条例				問4.資源循環の連携した取組		
		○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない ◇:規制予定 □:その他	(SQ) 規制の概要			(SQ) 取組内容の概要	
			備考など	時期(規制予定)		検討内容	
宮城県	×				×		
仙台市	×				×		
秋田県	×				○	市町村や民間企業等による資源回収等の先進事例を取材し、特集記事を作成して、紙面やSNS等で周知啓発している。	
秋田市	×				×		
山形県	×				○	企業と連携し、使用済みステンレスボトル及び使用済みインクカートリッジの回収を行っている。	
山形市	×				×		
福島県	○	・使用を終了し、収集された金属等を敷地面積100㎡超で屋外保管する事業場を設置する場合は許可が必要(5年ごとに更新義務)。 ・保管基準に適合することや、犯罪歴などの欠格要件に該当しないことを許可基準として定めている。			○	令和8年度から、資源循環ビジネスモデルの創出を目指す産学官連携の協議体を設立して、産業廃棄物処理における循環経済への転換に取り組むこととしている。	
いわき市	△				×		
郡山市	△				○	民間事業者と連携協定によるリサイクル・リユースの推進	
福島市	△				◇		脱炭素・資源循環に関する産学官連携
茨城県	○	本県では、設置に関して許可制となっている。保管基準違反事実の公表、罰則等について規定している。『茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例』を制定			×		
水戸市	△		『茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例』		×		
栃木県	×				○	栃木県リサイクル製品認定制度(とちの環エコ製品)	
宇都宮市	×				○	栃木県、公益財団法人栃木県環境保全公社及び宇都宮市主催の産業廃棄物処理業者における産業廃棄物適正処理講習会の開催	
群馬県	◇		『群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例』	令和8年10月頃	×		
高崎市	□		令和8年10月1日から群馬県にて施行。『群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例』		×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
前橋市	×			×		
埼玉県	○	b	『埼玉県域外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×		
川口市	×			×		
川越市	×			×		
越谷市	×			×		
さいたま市	×			×		
千葉県	○	b	最終処分のみ事前協議が必要。 『千葉県域外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』を参照 https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/kengai/law.html	×		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第十二条7項)のとおり、適正処理を指導している。
柏市	×			×		
千葉市	○	b		×		
船橋市	×			×		
東京都	×			×		

自治体	問3.ヤード規制条例				問4.資源循環の連携した取組		
		○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない ◇:規制予定 □:その他	(SQ) 規制の概要			(SQ) 取組内容の概要	
			備考など	時期(規制予定)		検討内容	
前橋市	□		令和8年10月1日から群馬県が施行する。『群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例』			×	
埼玉県	○	金属・プラスチックを屋外保管するときは、許可が必要(事業面積が100㎡を超える場合)。『埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例』				○	将来的に大量排出が見込まれる使用済太陽電池モジュールについて、リユース・リサイクルの体制を確立するため、産業廃棄物処理業者、関連事業者、研究機関及び行政機関等が連携し、処理体制の確立や新たなビジネスの創出を図ることを目的に『埼玉県太陽電池モジュールリサイクル協議会』を設置している。
川口市	△					×	
川越市	△		『埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例』			×	
越谷市	○	再生資源物の屋外保管事業場については、条例を制定し、再生資源物の保管に係る規制をかけている。『越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例』				○	スーパー等の小売店舗で排出された調理くずを他自治体の資源化施設に収集運搬業者が搬出している。市は他自治体への搬出について、他自治体と事前協議を行っている。
さいたま市	○	再生資源物を屋外で保管する場合は許可制としている。『さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例』				×	
千葉県	○	・『千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例』(略称:自動車ヤード条例) ・『千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例』(通称:金属スクラップヤード等規制条例)」				○	県内地銀3行と連携して使用済みクリアホルダーを回収し、プラスチック資源化工場にて再資源化を行った。
柏市	△					×	
千葉市	○	再生資源物の屋外保管事業場を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならないものとし、許可基準、立地基準、保管基準等を設けている。『千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例』				×	
船橋市	△		『千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例』			×	
東京都	×					○	太陽光パネル、使用済み自動車プラスチックのリサイクル等

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
八王子市	×			×		
神奈川県	×			×		
川崎市	×			×		
相模原市	×			○	b	『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例』第29条 『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則』第14条
横須賀市	×			×		
横浜市	×			×		
新潟県	○	b	『新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第20条	○	b	実地での確認は必須とはしていない。 『新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第8条
新潟市	○	b		○	b	処分を委託しようとするときは、処理施設の稼働状況を確認し、記録しなければならない。
富山県	○	d	処分場ごとの搬入計画量が100t以上の場合、事前協議を必要としている。	×		
富山市	○	b		×		
石川県	○	b	『石川県廃棄物適正処理指導要綱』第15条	○	b	委託しようとするときは、当該産業廃棄物処理業者が当該委託に係る運搬又は処分を適正に行うために必要な施設並びに知識及び技能を有することを実地に確認するよう努めなければならない。 『ふるさと石川の環境を守り育てる条例』第88条
金沢市	○	b		○	b	
福井県	×		事前協議が必要であるが、規制はしていない。	×		
福井市	×		規制はしていないが、事前協議が必要。	×		
山梨県	×			×		
甲府市	×			×		
長野県	×			×		

自治体	問3.ヤード規制条例			問4.資源循環の連携した取組	
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない ◇:規制予定 □:その他			○:行っている(SQあり) ×:行っていない ◇:検討中	
	(SQ) 規制の概要	備考など	時期(規制予定)	(SQ) 取組内容の概要	検討内容
八王子市	×			○ 『循環型都市八王子プラン』に基づく、「3R推進」・「事業系ごみの減量・資源化」・「優良産廃処理業者の活用」等に取り組んでいる。	
神奈川県	×			×	
川崎市	×		廃棄物処理法が改正次第、準じて対応する予定。	○ 海洋プラスチックごみリサイクルに向けた実証実験(令和6年4月～令和7年3月)等	
相模原市	□		検討中	×	
横須賀市	×			×	
横浜市	×			○ 市と市内廃棄物処理業者が運営する『横浜市資源循環推進プラットフォーム』にて、官民連携・企業間連携の取組を推進。 https://yrc-platform.my.canva.site/	
新潟県	○	屋外で特定物(廃棄物でない使用済タイヤ又は木くずチップ)を多量に保管しようとする者は特定物保管基準に従わなければならない。 『新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第15条		×	
新潟市	×			○ 『新潟市環境優良事業者等認定制度』	
富山県	×			○ 循環経済移行に資する産学官連携での新製品・新技術の研究開発への支援	
富山市	×			×	
石川県	×			×	
金沢市	×			×	
福井県	×			○ 排出事業者の優良事例、産業廃棄物処理業者の取組み等の情報共有を行うセミナーの開催等	
福井市	×			×	
山梨県	○	規制対象物の保管等に係る事前届出の義務付け、保管等基準の設定及び遵守の義務づけ、県の指導権限の規定等 『山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例』		×	
甲府市	△			×	
長野県	×			×	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
長野市	×			×		「処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない」と条例で規定し、実地確認を義務付けてはいない。 『長野市産業廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第20条
松本市	×			×		
岐阜県	○	c		○	b	年1回、優良認定業者に処理を委託している場合は免除。
岐阜市	△		事前届出の義務を定めている。岐阜県が定める『岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する条例』	△		原則年1回以上、優良認定業者については間接的な確認で足るものとする。岐阜県が定める『岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する条例』
静岡県	○	b		○	b	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託しようとするとき(委託期間が1年以上である場合には委託後年1回以上定期的に)に当該委託に係る積替保管施設や処理施設に対して実施。ただし、優良認定業者等の場合は免除。
静岡市	○	b		○	b	委託契約前に、委託期間が1年以上に及ぶ場合は1年に1回以上実地確認を行うこととする。また、優良認定業者に委託する場合は、インターネットでの公開情報を確認することで現地確認に代えることができる。
浜松市	○	b	『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第13条	○	b	・「実地」という表記を削除。 令和8年4月1日付で『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第10条を改正したため。 廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認できるのであれば、デジタル技術を活用した施設の状況確認も可能となった。 ・概要は変更なし(年1回、優良認定業者の場合は免除)
愛知県	×		令和8年4月1日以降の搬入について、条例改正により届出不要とした。	○	b	委託しようとするときに実施。また、委託の期間が1年以上にわたる場合は年に1回以上実施。優良認定業者の場合は免除。実地確認を怠った者に対する勧告に従わない場合の公表の規定あり。
一宮市	×			△		愛知県『産業廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』による
岡崎市	×			△		愛知県『産業廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用
豊田市	×		令和7年度までは届出を求めている。条例改正により令和8年4月1日から届出不要となった。	○	b	年1回。優良認定業者の場合は免除。 『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例』第11条
豊橋市	×			△		愛知県『産業廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』

自治体	問3.ヤード規制条例				問4.資源循環の連携した取組		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない ◇:規制予定 □:その他				○:行っている(SQあり) ×:行っていない ◇:検討中		
	(SQ) 規制の概要		備考など		(SQ) 取組内容の概要		検討内容
長野市	×				×		
松本市	×				×		
岐阜県	×				○	県内高校及び大学における環境配慮型プラスチック容器使用促進の取組及び特別授業の開催	
岐阜市	×				×		
静岡県	×		『静岡県不用品回収拠点対策協議会』を設置し、定期的な立入を実施。		○	平成17年度に創設した『静岡県リサイクル製品認定制度』により、リサイクル製品の利用促進を図るとともに、廃棄物の減量と再利用を推進し、循環型社会の構築を目指している。	
静岡市	×				×		
浜松市	×				○	資源循環をはじめとする、循環経済に関する取組を行う事業者等を『はままつ循環経済パートナーズ(HAMACEP)』会員として登録し、国からの通知や他者の取組事例等の情報提供、講演会等のイベント開催、優れた取組みに対する表彰等を行う制度を運用している。	
愛知県	×				○	プラスチックや太陽光パネル等、『あいちサーキュラーエコノミー推進プラン』に掲げた6つの推進モデルを具現化するために立ち上げたあいちサーキュラーエコノミー推進プロジェクトチームにおいて、産官学連携のもと事業化に向けた取組を行っている。	
一宮市	×				×		
岡崎市	×				○	使用済みの市指定ごみ袋をリサイクルし、新品に再生する取り組み	
豊田市	×				×		
豊橋市	△		愛知県『ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例』		×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
名古屋市	○	d	産業廃棄物処分業者は事前届出が必要だが、産業廃棄物排出事業者は必要手続きなし。 『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』に規定	○	b	頻度等は条例に規定はないが、実地確認及び優良認定事業者の場合の免除について、市公式ウェブサイト内の下記ページにて案内。 https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000009179.html 『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』に規定
三重県	○	c		○	b	処分を委託しようとする際に行うものとし、確認した日から1年を経過した日以後、引き続き委託しようとするときも同様とする。優良認定処理業者への処分の委託については、事業者が公開している情報により、自ら確認することを可としている。
滋賀県	×			×		
大津市	○	d	年間200t以上の搬入について、最終処分場への搬入は事前協議、中間処理施設への搬入は事前届出が必要となる。	×		
京都府	×			×		
京都市	×			×		
大阪府	×			×		
大阪市	×			×		
堺市	×			×		
吹田市	×			×		立入検査時に年1回程度実地確認するように口頭で指導している。
高槻市	×			×		
豊中市	×			×		
寝屋川市	×			×		
東大阪市	×			×		
枚方市	×			×		
八尾市	×			×		
兵庫県	×			×		
明石市	×			×		
尼崎市	×			×		
神戸市	×			×		
西宮市	×			×		

自治体	問3.ヤード規制条例				問4.資源循環の連携した取組		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない ◇:規制予定 □:その他				○:行っている(SQあり) ×:行っていない ◇:検討中		
	(SQ) 規制の概要		備考など		(SQ) 取組内容の概要		検討内容
名古屋市	×				×		
三重県	×				○	プラスチックのマテリアルリサイクルの促進及び関連産業の振興を図るため、排出事業者等から排出されるプラスチックの性状、量、プラスチックの種類などの情報とマテリアルリサイクルを実施するリサイクラーが行う再生方法などの情報についてICTを活用し、両者のマッチングを行うシステム『三重県プラスチックリサイクルマッチングシステム(通称「みえプラ」)』を運用。	
滋賀県	×				—		
大津市	×				×		
京都府	×				○	産業廃棄物の3Rの促進に係る研究、技術開発、施設整備等の事業を公募し、補助金の交付を行う等している。	
京都市	×				○	・排出事業者を対象に、産業廃棄物の資源としての活用の可能性を、専門のコンサルティング会社の知見も取り入れて調査し、活用に向けた必要な方策について助言・提案、伴走支援を行う資源化支援事業を令和8年度から実施予定。 ・小中学生(保護者含む)や大学生等を対象とした、産業廃棄物の排出事業者や処理業者の施設見学会を実施。	
大阪府	×				×		
大阪市	×				×		
堺市	×				×		
吹田市	×				×		
高槻市	×				×		
豊中市	×				×		
寝屋川市	×				×		
東大阪市	×				×		
枚方市	×				×		
八尾市	×				—		
兵庫県	×				×		
明石市	×				×		
尼崎市	×				×		
神戸市	×				×		
西宮市	×				×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
姫路市	×			×		
奈良県	×			×		
奈良市	×			×		
和歌山県	○	d	原則禁止だが、条件により搬入可能(事前協議等が必要)	×		
和歌山市	×			×		
鳥取県	×			×		
鳥取市	×			×		
島根県	○	b		×		
松江市	○	b		×		
岡山県	○	b	『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』第20条	×		実地確認の義務付けまでは行っていないが、排出事業者の責務を規定している。 『岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱』第3条第2項
岡山市	○	b	ただし、搬入自体は規制していない。	×		

自治体	問3.ヤード規制条例			問4.資源循環の連携した取組		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない ◇:規制予定 □:その他			○:行っている(SQあり) ×:行っていない ◇:検討中		
	(SQ) 規制の概要	備考など	時期(規制予定)	(SQ) 取組内容の概要	検討内容	
姫路市	×			○ 姫路市は、遠東石塚グリーンペット株式会社、キンキサイン株式会社、及び株式会社伊藤園の3者と2021年8月23日(月曜日)に、市内における循環型社会の形成に向けて、『ペットボトル資源循環型リサイクル実施に関する事業連携協定』(以下「本協定」という。)を締結。4者が締結した本協定は、4者が連携して、「回収・手選別・圧縮梱包」→「再資源化」→「製品製造」→「飲料製品の販売」のサイクルを域内で円滑かつ効果的に推進するためのもので、本協定に基づき2022年4月1日より、市民の皆さんが粗大ごみステーションに分別・排出された使用済みペットボトルを新しいペットボトルへと水平リサイクル(ボトルto ボトルリサイクル)し、それによって生まれた製品が本市を中心とした地域で消費され、再びペットボトルにリサイクルされるという資源循環の仕組みを実現する。		
奈良県	×			×		
奈良市	×			×		
和歌山県	×			×		
和歌山市	×			×		
鳥取県	○	使用済み物品 [※] 回収業を営むものに対し、知事への届出や屋外保管時の囲い設置等の基準を設けている。『鳥取県使用済み物品等の放置防止に関する条例』 ※一度使用されたもので廃棄物に当たらないものをいう。(有害使用済み機器の保管については、廃棄物処理法で規制されているため対象外)		○ 県、民間事業者(商社)及び県産業資源循環協会(廃棄物処理業者等団体)の3社で使用済み太陽光パネルの適正処理の促進を目的として『使用済み太陽光パネルリユース促進に関する連携協定』を締結している。		
鳥取市	△		『鳥取県使用済み物品等の放置防止に関する条例』	×		
島根県	×			×		
松江市	×			×		
岡山県	×			○ 循環資源マッチングシステムにおいて、循環資源の提供者と利用者をマッチングし、循環資源の有効活用を促している。		
岡山市	×			×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認				
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している				
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない				
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
倉敷市	○	b		×				
広島県	○	b	『県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』	×		当県では、産業廃棄物の処理能力の確認を義務付けた条例を制定しているが、現地確認(実地確認)は方法例として記載しており、義務付けていない(罰則無し)。『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条		
呉市	□		放射線に汚染され、または汚染の恐れがある場合は、事前協議が必要である。	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条の規定が適用		
広島市	○	d	クリアランスレベル(放射能)100Bq/kgを超える産業廃棄物	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』		
福山市	○	b	『福山市県外産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』		
山口県	○	c	『山口県循環型社会形成推進条例』 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20763.html	○	b	排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託した場合、その処理能力を実地確認、実地に調査している者から聴取又はインターネット等による情報閲覧により確認しなければならない。『山口県循環型社会形成推進条例』 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20763.html		
下関市	×			×				
徳島県	○	b	『徳島県産業廃棄物処理指導要綱』第23条	×				
香川県	○	a	『香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例』	○	b	『香川県産業廃棄物処理等指導要綱』		
高松市	○	b		×				
愛媛県	○	b	『愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱』	×				
松山市	○	b		×				
高知県	○	b		×				
高知市	○	b	『高知市産業廃棄物指導要綱』	×				
福岡県	□		県外産業廃棄物を処分する県内処分業者からの事前届出が必要。	×				
北九州市	×			×				
久留米市	×			×				
福岡市	○	c		×				

自治体	問3.ヤード規制条例				問4.資源循環の連携した取組		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない ◇:規制予定 □:その他				○:行っている(SQあり) ×:行っていない ◇:検討中		
	(SQ) 規制の概要		備考など		(SQ) 取組内容の概要		検討内容
倉敷市	□		廃棄物処理法の改正により、スクラップヤードの規制が予定されているため、その内容を踏まえ市独自の規制を検討中。			×	
広島県	×					○	リサイクル施設の整備や再生資源の使用を促進するとともに、太陽光パネルやリチウムイオン電池など新製品・新素材の普及に対応したリサイクル技術の開発を支援し、エネルギー利用を含めた資源循環を推進。
呉市	×					—	
広島市	×					×	
福山市	×					×	
山口県	×					×	
下関市	×					×	
徳島県	×					×	
香川県	×					×	
高松市	×					×	
愛媛県	×					○	EVバッテリーを地域内で循環させることで脱炭素化を促進するとともに、希少金属の確保に繋げるため、『えひめEVサーキュラーエコノミー推進協議会』を設立し、地域完結型EV資源循環モデルの構築を目指す。 https://www.pref.ehime.jp/page/122427.html
松山市	×					×	
高知県	×					×	
高知市	×					×	
福岡県	×					○	EVバッテリー資源循環モデル構築事業 等
北九州市	×					○	産業廃棄物処理業者及び排出事業者から構成される産業資源循環協会との各種連携事業
久留米市	×					×	
福岡市	×					×	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
佐賀県	○	b	『佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱』	×		
長崎県	○	b		×		実地確認の義務付けは行っていないが、要綱において、「排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物の処理を委託しようとする処理業者の許可の内容、産業廃棄物の処理の用に供する施設の現況、能力、処分方法等を調査し、当該産業廃棄物を適正に処理する能力を十分に有する処理業者を選定するとともに、委託した産業廃棄物が不適正に処理されることのないよう、当該産業廃棄物の処理を行う事業場を定期的に確認するなど、処理状況の把握に努めなければならない。」としている。 『長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱第5条第5項』
佐世保市	○	b		○	b	当該産業廃棄物の処理を行う事業場を定期的に確認する。
長崎市	○	c		○	b	
熊本県	○	d	県内(熊本市を除く)への年度間搬入量が500t未満の場合、広域処理認定者の当該認定処理施設など、一部の例外を除き事前協議が必要。	○	b	実地に限ってはいないが、確認を怠っている場合は、県が勧告することができる。確認頻度の規定なし。
熊本市	×			×		
大分県	○	b		×		
大分市	△		県外から搬入される産業廃棄物については、大分県が一括して事前協議を行う。市搬入分は、大分県から意見を求められる。	×		
宮崎県	○	d	本県では、県外からの産業廃棄物の搬入を原則として禁止しているが、排出県で処分できる施設がない等、真にやむを得ないと認められる場合には、事前協議の上、搬入を承認している。また、一度搬入を承認したものについては、承認内容に変更がない場合に限り、翌年度の搬入分から届出による搬入を認めている。 『宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱』	×		
宮崎市	○	b		×		
鹿児島県	○	b	『鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱』	×		
鹿児島市	○	b		×		

自治体	問3.ヤード規制条例				問4.資源循環の連携した取組		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない ◇:規制予定 □:その他				○:行っている(SQあり) ×:行っていない ◇:検討中		
	(SQ) 規制の概要		備考など		(SQ) 取組内容の概要		検討内容
佐賀県	×				○	循環資源(廃棄物や製造過程で発生した副産物、間伐材等)を利用して製造されたものを認定し、廃棄物などの減量化・リサイクルなどを推進する取り組み 『佐賀県認定リサイクル製品の認定制度』	
長崎県	×				×		
佐世保市	×				×		
長崎市	×				×		
熊本県	×				○	・熊本県サーキュラーエコノミー移行支援事業費補助金 ・サーキュラーエコノミー相談・マッチング支援制度 等	
熊本市	×				○	民間企業とサーキュラーエコノミー推進に関する協定を締結。協定に基づき食品ロス削減に関する啓発を実施。	
大分県	×				×		
大分市	×				×		
宮崎県	×				×		
宮崎市	□		規制有無を含め検討中		×		
鹿児島県	×				○	県内で排出される産業廃棄物を利用して開発・製造され、品質・安全性・配合率等の要件を満たす製品を県が認定し、その利用を促進することにより、廃棄物の発生抑制、資源リサイクル率の向上、リサイクル産業の育成と発展を図り、循環型社会の形成を促進する取組み。	
鹿児島市	×				×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入		問2.実地確認	
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他		○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している	
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他		(SQ) a:罰則がある b:罰則はない	
		規制内容の概要・備考など		実地確認の概要・検討内容など
沖縄県	×		×	
那覇市	×		×	

自治体	問3.ヤード規制条例			問4.資源循環の連携した取組		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない ◇:規制予定 □:その他			○:行っている(SQあり) ×:行っていない ◇:検討中		
	(SQ) 規制の概要		備考など	時期(規制予定)	(SQ) 取組内容の概要	
						検討内容
沖縄県	×				○ 県が独自に課税する産業廃棄物税を活用し、廃棄物処理施設・設備の整備や研究開発に要する費用、離島における産業廃棄物の適正処理に資する施設設備の整備に要する費用を助成することで、県内の事業者等が実施する産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進している。	
那覇市	×				×	